

I 基本計画

1. 管内農業の概要

(1) 立地条件

- ・管内は、奈良県南部に位置し、五條市と吉野郡全域の1市3町8村で西から南へは大阪府、和歌山県、東は三重県に接している。
- ・管内の面積は、235,192haで本県面積の64%を占めており、そのうち経営耕地面積は1,865haで県全体の14%、林野面積は214,894haで県全体の76%を占めている。
- ・当地域の農業は中山間地域及び山間地域に展開され、果樹、野菜、花きの園芸、畜産など農業を主とした経営と、林業を主とした経営に大きく二分される。



(2) 農業の概要

○中山間地域（五條市、吉野町、大淀町、下市町）

- ・果樹：五條吉野地域はカキ、ウメ、ナシなどの栽培が盛んで、特にカキは生産量全国2位である奈良県の95%を生産し、市町村単位で五條市は全国1位の生産量を誇る。ハウス柿の生産量は全国1位。ウメの生産量は全国第9位で本県85%を生産。ナシは、県の89%を生産している。
- ・野菜：五條市を中心にトマト、キュウリ、イチゴ、ナス等の主要な野菜を生産している。その他野菜では冷涼な気候と排水の良い土質を生かし「花みょうが(収穫量・出荷量全国2位)」や「下北春まな」、「黒滝白きゅうり」など特徴ある野菜が栽培されている。近年はイチゴの生産者が増えつつあり、生産者数で県の7%、面積で7%となっている。
- ・花き類：五條市を中心として、ハナモモ、コウヤマキ、クマザサ、アセビ、サクラなどの切り枝・切り葉が古くから盛んに生産されており、管内は県内有数の産地（奈良県の切り枝の出荷量は全国7位）。
- ・畜産：県内でも盛んな地域の一つで、耕畜連携の取り組みなども行われている。五條市は、採卵鶏の飼養羽数は県の34%、乳用牛の飼養頭数は県の46%を占める。
- ・水稻：金剛山麓地域などで、冷涼な気候を活かした米づくりがされているが、集落営農による大規模経営体も育ちつつある。

○山間地域（黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）

- ・林業との複合の中で、立地条件や気象条件を活かした地域特産野菜やキノコ、薬用作物の生産、道の駅等と連携した地域特産物の開発などの取り組みが行われている。

2. 普及指導活動の基本方針

近年、農業就業者や農村人口の減少、高齢化等により、人手不足や生産基盤の脆弱化、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。

このような状況のなか、本県の普及事業を、地域農業・農村における密接な活動による農業施策の重要な推進手法として位置づけ、行政及び試験研究、研修教育との連携及び一体化を図りつつ、より一層、効率的・効果的な事業を実施する。

また、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核として、その特性を十分に発揮し、地域農業の生産・流通面における革新を総合的に支援する役割を果たすことが必要である。

次に掲げる普及指導活動の基本的な課題について、食料・農業・農村基本計画の実現を推進する国の施策を踏まえつつ、「奈良県食と農の振興に関する基本計画」の目標達成に向け、各作物の個別計画に位置づけられた施策を踏まえて、普及指導活動を実施する。

1. 奈良の食の魅力づくりと県産農産物の戦略的な販売の推進

優れた農産物のブランド力を強化するとともに、県産農産物を活かした商品開発を推進する。また、県内・近畿圏・首都圏・海外の主な販売チャネルに対する販路拡大を図るとともに、産地直結型の流通経路の構築や、希少性やこだわりを活かした販売、観光客による消費拡大、首都圏での情報収集に基づく販路の開拓を推進する。

2. 県産農産物の生産振興

ブランド力の強化や販路拡大といった販売戦略を踏まえ、需要に応じた生産振興を実施するとともに、リーディング品目及びチャレンジ品目等、重点品目の集中的な生産振興を図る。

また、農業生産工程管理（GAP）の普及を促進するとともに、農薬等の適正使用や有機農業等の環境保全型農業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、土づくり、温暖化等気候変動に対応した品種・品目転換を含めた生産安定技術の普及等の取組等を推進する。

さらに、地域の実情に応じた生産振興とスマート農業をはじめとした先端技術の普及を図る。

3. 担い手の育成・確保と農地マネジメントの推進

効率的かつ安定的な農業経営に取り組む経営体及びこれを目指す経営体、新規就農者、法人経営や将来法人化が見込まれる集落営農組織、地域農業を牽引する経営体の育成・確保に向けた取組を推進する。また、女性や障がい者など多様な主体の農業参入、雇用労働力の活用を推進する。

さらに、農地を有効に活用するため、農地のマッチングを進め、担い手への農地集積を推進するとともに、農業の生産性向上を図る地域「特定農業振興ゾーン」を設定し、各地域の将来像に合わせて、各種施策を集中的・優先的に推進する。

4. 地域資源を活用した農村地域の活性化

農地や農業用施設等の地域資源の保全管理や、市町村を中心に地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策の活動を総合的に支援する。

農業革新支援センター (農業水産振興課 農業振興・技術支援係)

- ◆研究、教育、行政との連絡・調整
- ◆普及指導員の資質向上
- ◆国、他府県との連携、情報共有
- ◆普及指導活動の総括・指導
- ◆広域的、専門的な相談対応・支援

農林振興事務所 農業振興課

- ◆各地域における長期的発展方向、農業者のニーズ等を踏まえて、普及指導計画を策定
- ◆必要性及び緊急性が高いものに重点化した普及指導活動
- ◆関係機関、民間等との連携・役割分担による普及指導活動の効率化
- ◆調査研究の実施と成果の活用

3. 農業の現状と課題及び振興方向

地域	現状と課題	振興方向
中山間	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地が増加している。 ・農業従事者の高齢化と後継者不足により担い手が不足している。 ・中堅女性農業者（リーダー候補者）への支援の場がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会と連携した耕作放棄地解消の推進 ・農地中間管理事業の推進 ・地域の担い手となる認定農業者の確保のため認定志向農業者と認定農業者の経営改善を支援 ・新規就農希望者の就農と定着への支援 ・集落営農組織の育成支援 ・地域計画の作成と具現化への支援 ・中堅女性農業者へのリーダー養成支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹（カキ、ウメ等）が国営総合農地開発事業により造成された農地で栽培されている。 ・カキの主要品種である刀根早生の出荷ピークの分散のため早期出荷が必要。 ・老木化による収量の減少やウメの販売価格の低迷で農業所得が減少している。 ・生産者の高齢化により柿果実の生産管理が困難な産地がある。 ・野菜はイチゴ、ナス、トマト等を生産、また五條市青ネギ生産組合を核としてネギ生産が増加している。 ・五條市の香りごぼうなどの大和野菜などが生産されている。 ・米の価格低迷から生産意欲が減退しており他品目への転換が必要。 ・花きは、五條市等の花木の産地があるが生産者の高齢化がすすんでいる。 ・管内には畜産農家が多いが、畜産堆肥が有効に活用されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カキは農業経営者個々の経営費の見直しにより所得向上を図る。また、刀根早生の優良早生系統の導入により刀根早生の出荷ピークの分散を図る。カキの複合経営として、担い手の状況に応じスモモ、キウイフルーツ等を推進。高齢化したカキ産地では、カキ葉等を推進し高齢化に対応した産地育成を図る。 ・ナシにおいてはジョイント栽培の導入を支援する。 ・野菜は収量と品質の向上と生産コストの低減を図る。機械化一貫体系の導入等水稻に代わる高収益性品目の検討を行う。 ・花木は新規品目の導入による周年出荷体制の確立や既存品目の販路開拓による産地の活性化を図る。 ・耕畜連携による畜産堆肥の有効利用
山間	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化、高齢化に伴って農業従事者を含む地域住民が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・振興作物を普及し農地の有効活用を関係機関と連携し推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・耕地の多くは傾斜地であるため機械の導入が難しく農産物は自家消費がほとんどとなっている。 ・地域特産物として大和野菜（黒滝白きゅうり、下北春まな）、薬用作物（トウキ等）、花木（コウヤマキ等）及びコンニャクなどが生産されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在栽培されている作物の生産継続及び埋もれた品種等の発掘を各関係機関と連携のうえ実施する。 ・新たな品目として夏秋に収穫するイチゴ四季なり性品種の導入検討を行う。
全域	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の活性化を図るため生産とともに加工や流通、販売までを一体的に取り組む6次産業化の推進が必要。 ・市場流通だけでなく多様な流通経路として直売所による地産地消が定着している。 ・協定直売所「地の味 土の香」は5店舗 ・トウキ等の薬用作物の生産が古くから行われてきたが単価が低落するとともに生産者の高齢化がすすみ生産が年々減少している。 ・鳥獣被害については管内では減少傾向にあるものの依然として被害が多数発生しており継続的な対策が必要。 ・GAP（農業生産工程管理）の取組は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化推進のため加工品の販路拡大支援を行う。 ・農薬取締法に基づく農薬の適正使用の指導など安全安心な農産物の生産等の支援を行う。 ・農業研究開発センターと連携し生産技術の確立を図る。 ・鳥獣被害防止対策事業を推進するとともに各種講習会等により被害対策を推進する。 ・GAP取組啓発を推進する。